

令和4年第3回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年3月25日（金）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時50分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 12名			欠席 2名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員12名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

8 番	島田 和雄 委員
9 番	島田 秀男 委員
10 番	新井 稔 委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮った。1-1と1-2については全委員の賛成により「可」としたが、1-3と1-4については審議保留となった。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地10,745㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、コンバイン1、乾燥機1、防除機1、軽トラック1

- ・従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…自宅から1km

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名…本人 150日、妻 60日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 13,449㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われま

○議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…所有農地(所有地38,694㎡)については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、耕運機1、田植機1、防除機1、コンバイン1、乾燥機1、軽トラック1、農業用トラック1、籾摺り機1
- ・従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…自宅から400m

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名…250日、母60日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 40,495㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

○議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月14日に確認し、適正
に管理されていた。

「申請理由」…譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

- ・所有農地営農状況…経営農地1,647㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…耕運機1 リース農機具…田植機1、コンバイン1
- ・従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…自宅から車で10分

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名…本人 360日、妻 360日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 5,772㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使

用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、話を伺いました。水稻の作付計画で申請しましたが、徐々に農地改良して畑として利用したい気持ちが強くなり、できれば畑として使いたいとのことでした。

委員から水稻の作付計画の申請なので、畑として使うのであれば、申請書の内容や作付計画を改める必要があるため、訂正後に審議するため保留となった。

○議案第1－4

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については3月14日に確認しました。一部工事期間中のため歩道の部分がありました。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

③ 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地11,741㎡、借入地2,973㎡）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、田植機1、耕運機1、軽トラック1、粃すり機1、バインダー1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…950m

④ 「農作業常時従事要件」

・世帯員2名…120日、母180日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 15,804㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考
えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

現地は工事中のため一部歩道となっている箇所があります。その他については事務局説明
のとおりです。

工事のため一部歩道部分があるが、その部分の現況回復が確認されるまで保留となった。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局
の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であると
した。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地
と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに
農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日
常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請
はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水は浸透トレンチを設置し敷地内処理。
- ・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出され
ております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局

の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第3-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック3段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資及び自己資金で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第3-2

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設型枠ブロック2～4段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 3 - 3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の2種類が埋設されており、かつ500m以内にイムス富士見総合病院、たにあい内科医院の医療機関が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック3～4段積を設置。
- ・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資及び自己資金で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」「父親からの融資証明書」「土地代金手付金の領収書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第4号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第4-1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

3月14日に現地を確認したところ、保全管理されておりました。従事者は、10年ぐらい前に母が車椅子生活になる前までは親子で米、麦、大豆を耕作しておりました。その後、母の介護が必要になり、1人で全てを耕作するのが難しくなり、一部作業委託をしておりました。その後、平成29年に従事者もガンを患い入院の繰り返ししておりましたが、令和3年2月に亡くなりました。

(担当委員からの説明)

現地の確認を行いました。事務局の説明のとおり、支障がないと思われま

第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画

の決定について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り決定された。

※議案第5-1と5-2は借受人が同じため一括審議とした。

○議案第5-1

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日(令和4年4月上旬)から令和14年3月31日まで

○議案第5-2

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日(令和4年4月上旬)から令和14年3月31日まで

(現調)

3月14日に調査を行い、申請地、所有農地とも問題なく管理されてしました。

(担当委員の説明)

内容については事務局説明のとおりです。現地調査の結果、支障がないと思われま

第6号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋2件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第 6-1

○議案第 6-2

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は4月8日及び4月20日までに事務局まで報告をお願いします。

第7号議案 農業委員会事務局職員の任免について

○議長は、農業委員会事務局職員の任免について議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り、全委員の賛成により原案のとおり決定された。

(事務局説明)

本件につきましては、令和4年3月31日付けで退職する職員及び令和4年4月1日付けで異動となる職員の職を解くこと。また、令和4年4月1日付けで新たに事務局職員に任命しようとするものです。

第8号議案 農地利用最適化推進委員選考会の開催について

○議長は、農地利用最適化推進委員選考会を下記のとおり開催してよいか議題として上程し、事務局の説明のあと、全委員に諮り承認された。

「農地利用最適化推進委員選考会」

日時／令和4年3月25日(金) 定例総会終了後

場所／市役所 全員協議会室

内容／農地利用最適化推進委員の選考について

選考委員／農業委員会委員、農地利用最適化推進委員(自己、同居の親族、配偶者に関する事項については参与不可とする。)

議長／農業委員会会長

選考方法／(1)候補者1名ごとに応募書類等から農地利用最適化推進委員として資格を有するか審議。(2)出席委員の挙手過半数以上で適任者とし、最終候補者とする。

会議の公開・非公開／非公開

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和4年2月18日から令和4年3月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 2件 |

日程第4 協議報告事項

1. 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)について
2. その他

議長は、令和4年第3回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月25日

議 長

8 番

9 番

10 番
